（病原体等の検査を行っている機関等の協定の締結等）

第十九条の五　第十九条の三第一項から第三項までの規定は、法第三十六条の六第一項に規定する検査等措置協定について準用する。この場合において、第十九条の三第二項中「第三十六条の三第一項第六号」とあるのは「第三十六条の六第一項第六号」と、「第三十六条の三第一項第一号及び第二号」とあるのは「第三十六条の六第一項第一号及び第二号」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事又は保健所設置市等の長」と、同条第三項中「第三十六条の三第五項」とあるのは「第三十六条の六第二項」と読み替えるものとする。

（検査等措置協定に基づく措置の実施の状況の報告等）

第十九条の六　第十九条の四第一項の規定は法第三十六条の八第一項の規定による報告の求めについて、第十九条の四第二項の規定は法第三十六条の八第三項の電磁的方法について、第十九条の四第三項の規定は法第三十六条の八第五項の公表について、それぞれ準用する。

第二節　流行初期医療確保措置

（流行初期医療確保措置）

第十九条の七　法第三十六条の九第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる措置の区分に応じ、当該各号に定める基準を参酌して都道府県知事が定めるものとする。

一　法第三十六条の二第一項第一号に掲げる措置　次のイからハまでに掲げる基準

イ　当該措置の実施に係る都道府県知事の要請があった日から起算して七日以内に実施するものであること。

ロ　法第三十六条の二第一項の規定による通知又は法第三十六条の三第一項に規定する医療措置協定に基づき当該措置を講ずるために確保する病床数が三十床以上であること。

ハ　法第三十六条の二第一項の規定による通知（同項第四号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）を受けた医療機関又は法第三十六条の三第一項に規定する医療措置協定（同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）を締結した医療機関と必要な連携を行うことその他法第三十六条の二第一項第一号に掲げる措置を適切に実施するために必要な体制を構築するものであること。

二　法第三十六条の二第一項第二号に掲げる措置　次のイ及びロに掲げる基準

イ　当該措置の実施に係る都道府県知事の要請があった日から起算して七日以内に実施するものであること。

ロ　法第三十六条の二第一項の規定による通知又は法第三十六条の三第一項に規定する医療措置協定に基づき一日あたり二十人以上の新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の疑似症患者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症にかかっていると疑われる者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の診療を行うものであること。

第三節　入院患者の医療等

（入院患者の医療に係る費用負担の申請）

第二十条　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（入院患者の医療に係る費用負担の申請）

第二十条　（略）